



2020年6月号

## コロナ対応の猶予制度

### 国税の猶予制度

国税の猶予制度は、事業の継続や生活維持が困難になるおそれがある場合等に、申請することによって納税を期限後に納付したり分割で納付したりすることが認められる制度です。

コロナ対応以外でも利用される猶予制度（「換価の猶予」）の場合は、軽減されるものの猶予期間中に延滞税という利息がかかります。通常 8.9%のところ、猶予期間中は 1.6%の年利率となっています。

しかし、今般のコロナ禍による影響によって納税猶予が必要となる場合には、延滞税なしで納税猶予を認める特例が設けられています（「特例猶予」）。この特例猶予は、新型コロナの影響で 2020 年 2 月以降のいずれかの 1 か月以上で事業収入が前年同期比 20%程度以上減少しており、納税が困難な場合に申請できるとされています。2020 年 2 月 1 日～2021 年 1 月 31 日までに納期限が到来するほぼすべての国税が対象となります。



なお、特例猶予では、新型コロナウイルスの影響によることが必要とされていますが、その影響は直接的か間接的かは問わないこととされていますので、対象の国税であれば幅広く利用できると考えられます。

### 申告延長との違い

前月号で紹介しましたが、コロナ対応策のひとつとして、テレワーク等によって決算手続きが遅れた場合に申告期限の延長が認められる制度（申告期限特例）もあります。この制度では延長後の申告期限＝納付期限となりますので、実質的に納期限が延長されます。

一方、今回ご紹介している国税の猶予制度は、申告期限内に申告はするものの、納税が困難な場合に使うことのできる制度です。申告期限内で申告するかしないかの違いがあり、申告作業はできるけれど資金繰りが厳しいといった場合、納税の猶予制度を利用する流れになります。

また、猶予期間についても異なります。申告期限特例は、「申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内」とされていますが、特例猶予は原則1年間の猶予とされています。なお、中間申告分や予定納税分も特例猶予の対象となりますが、猶予期間は確定申告期限までです。

### 地方税についても猶予が認められるか

地方税についても特例が設けられています。適用要件や内容は、ほぼ国税の特例猶予と同じです。国税も地方税も、特例猶予では延滞ペナルティの利息は付きませんし、担保の提供も不要です。また、すでに納期限を過ぎてしまっている・他の納税猶予制度を使っているとした場合でも、特例猶予の対象となる税金であれば、遡って特例猶予に切り替えることが可能です。

### 猶予は税金以外でも

ここまで国税・地方税に関する納税猶予の特例についてご紹介しましたが、これらの税金だけでなく、厚生年金保険料等や労働保険料といった社会保険料についても猶予制度の特例が設けられています。特例の適用要件は、事業等収入が2020年2年以降の任意の期間(1か月以上)で事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることなどであり、国税や地方税とほぼ同じです。



このほか、水道やガスなどの公共料金で猶予を打ち出している自治体もあります。このように数多くの施策が打ち出されていますので、該当する場合には積極的に検討し、とにかく今は耐えしのぐことが、多くの経営者にとって必要となりそうです。

(文章 石島慎二郎)

#### 《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事務所対応について》

石島公認会計士事務所においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務及び時差出勤、面会・会食等の自粛といった対策を行っております。緊急事態宣言の解除はされましたが、依然としてソーシャルディスタンスの要請があることから、当該対策を6月末まで継続することといたしますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

※現下の状況から、2枚目の旅行記など所員の近況をお知らせするページ作成を自粛させていただきます。